

令和元年度第6回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和元年7月8日（月） 13：16～16：48
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員>
長田教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 福田委員 今井委員
<事務局>
後藤教育次長 住谷教育次長 志水総務部長 梶本教職員人事担当部長
荒牧学校支援部長 横山学校計画担当部長 藤原学校教育部長
山下総合教育センター所長
- 4 欠席者
- 5 傍聴者 5名（報道関係1社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

初めに、写真撮影等の許可についてお諮りいたします。本日の教育委員会会議の様様を傍聴される**様のほうから写真撮影及び録音の申し出がございます。許可したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「はい」の声あり）

（長田教育長）

はい。それでは、許可することといたします。

本日は議案2件、協議事項4件、報告事項が5件です。まず、公開・非公開について、お諮りをいたします。

このうち、教第20号議案については、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関する事。協議事項7、協議事項11、協議事項12、協議事項13につきましては、第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じる恐れのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるもの。

また、報告事項3、報告事項4、報告事項5につきましては、第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じる恐れのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして、それぞれ非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

報告事項 1 文教子ども委員会の報告について

(長田教育長)

それでは、まず報告事項の1からまいります。文教子ども委員会の報告についてです。6月25日に開催されました、文教子ども委員会の報告となっております。

この件について、御質問等はありませんか。当日は、いじめの重大事態の発生報告を3点させていただきまして、その関係に対する質疑と、あとは事業概要の説明ということもありましたので、その他所管事項ということで、かなり広範囲にわたって質疑がございました。いかがでしょうか。

(今井委員)

18ページに。

(長田教育長)

18ページ。

(今井委員)

ちょうど真ん中あたりで書かれている、案件については、これまで教育委員の方に、御報告いただいていますか。ちょっと、固有名詞が出てこなかったの。

プライバシーの関係とかもあるのだからここでなくて結構なので、また改めて、きちんとしたものをお願いしたいです。

あと、総務部長が現場研修に2日ほど行かれたというものです。

(長田教育長)

何ページですか。

(今井委員)

21ページです。総務部長が現場に2日間行かれたというのを、この議事録で初めてお聞きしたので。

(長田教育長)

そうですか。

(今井委員)

ごめんなさい。私が見逃してなければ。

(長田教育長)

そうですか。それはすいません。今日どこかの場で、報告をしてください。

(田代総務課長)

はい。

(長田教育長)

あれは、いつから。6月初めくらいからですか。半ばくらいからですか

(田代総務課長)

先週、先々週からですかね。

(長田教育長)

部長と。

(田代総務課長)

部長と課長級、合わせて24名になりますけれども、全員が2日間、学校現場の職場研修をするということでしております。

(長田教育長)

後ほど、報告をしてください。

(田代総務課長)

はい。

(長田教育長)

それから、最初の今井委員の質問にはあった、関係については。

(田代総務課長)

後ほど、確認させていただきます。

(長田教育長)

市立学校に係る事案、報告事項5のところぐらいで報告するように、所管課の方に伝えていただきたいと思います。

(田代総務課長)

はい。

(梶木委員)

この案件ではないのですけれども、6月の教育委員会会議が1回しかなかったということで、この議事録を読んで知ることというのが割とあったものですから。やはり、今、今井委員がおっしゃったように、この中で知るといふより、事前にこういうことをやっていますという連絡をいただければなと思います。

今、おっしゃったことか、他にも、メールで送っていただいたりしているのですけれども。連絡が来ていないと、こんなことをやっているんだと、ここで知るといふのは、ちょっとおかしな話だなと思いますのでよろしくお願いします。

(田代総務課長)

はい。

(長田教育長)

漏れがないように、事務局の方は徹底をお願いしたいと思います。

(田代総務課長)

はい。

(長田教育長)

他、ございませんでしょうか。よろしいですか。

(山本委員)

同じことになりますけれども、先ほどの学校訪問の件も、結構朝早くから、遅い場合は8時半とか、そんな時間まで行っていただいて、いろんな学校の中身を見ていただいたり、それから長時間おられたので、学校の先生方ともいろんなお話もしていただいたりする中で、現場との連携という意味で、非常にいい訪問をしていただいたのかなと。ぜひ後で報告を聞かせていただけたらありがたいなといふのを、合わせてお願いします。よろしくお願いします。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

報告事項 2 第14回組織風土改革のための有識者会議について

(長田教育長)

では、次にまいります。報告事項 2 です、第14回組織風土改革のための有識者会議についてです。

簡単に説明をお願いします。

(吉田組織監理担当課長)

第14回の組織風土改革のための有識者会議が、6月13日の木曜日、9時から11時半に行われております。出席委員は上田委員が欠席をしております、それを除く6名の委員が出席をされております。

会議内容につきましては、最終報告書の取りまとめに向けた、特に垂水区の事案を受けた、あるべき組織体制及び事務執行管理についての意見交換を主に行っております。

今後の予定といたしましては、次回の会議で最終報告書の提出に向けて、中間取りまとめの修正すべき箇所、再調査委員会の報告書の提言に対する有識者会議としての意見、その他、組織風土改革のための提案・意見を、各委員から提出していただきまして、意見交換を行うという予定にしております。

以上でございます。

(長田教育長)

この件に関して、御質問、御意見ございませんか。

(福田委員)

スケジュールは、できるだけ早く、結論を出すのは、そういう報告は聞いているのですが、けれども。

そのあと、どういう、教育委員会としてどういうスケジュールというか、計画を立てていくのかというのは、決まっておれば知りたいなと思います。議論これから検討するというのなら、検討するで結構です。

(長田教育長)

どうですか、そのあたりは。

(吉田組織監理担当課長)

一応、有識者会議の方は、9月をめどに、最終報告書は出したいというふうには聞いております。

教育委員会としましては、その最終報告書が、どのような内容になるのか、それによっ

て、4月に出しています改革方針なり、実施プログラムについても、改めて内容の検討を行っていききたいというふうに考えています。

(長田教育長)

有識者会議の最終報告書で、どういうプラスの提言とか御意見とか、あるいは修正とかも含めて、今ある実施方針なり改革プログラムを、追加修正することがあるかないかという、そういう点検をして。

今、やっている進捗状況の検証・評価というか、チェックをずっとやっていくという、そういうことですね。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

次回、15回ですね。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

大分、長期間にわたって、15回もやっていただいていますので。まとめの方に、入っていくということが14回では、大体、御意見として出されたということですね。

我々としては、できるだけ早く出していただけたらありがたいという、願いは既に行っているのですね。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

他に、ございませんでしょうか。

(吉田組織監理担当課長)

次は、7月の18日。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

教第21号議案 神戸市教育委員会ハラスメント対策基本方針について

(長田教育長)

それでは、次にまいります。教第21号議案です。神戸市教育委員会ハラスメント対策基本方針についてです。

説明をお願いします。

(吉田組織監理担当課長)

まず、参考で添付の方をさせていただいています、後ろの方についています。神戸市ハラスメント対策基本方針が、この4月に策定されております。これは市長部局の行財政局、人事課の方が策定したものでございます。

それに基づきまして、行財政局の方から、任命権者ごとに、ハラスメントの対策基本方針を策定するという指示をいただいているところでございます。今回、それに基づきまして、教育委員会としてのハラスメント対策基本方針を策定しようというものでございます。

まずは9ページをお開きください。8番のところに、関係法令というところを記載させていただいています。この方針は、関係法令に基づいて、策定するというものでございまして、中には男女雇用機会均等、その下にいきまして育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、10ページにいきまして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、この3つの法律に基づきまして、事業主として職場において行われる、性的な言動なり、妊娠したこと、出産したことに対する言動など、職場環境が害されることのないように、事業主として必要な措置を講じなければならないということにつきまして、方針を策定するというものでございます。

ということで、あくまでも職場で勤務する職員ですね、職員に限って対象となるようなものになります。

当初は、教育委員会の独自の方針ということで、特に学校現場におけるスクールセクハラも対象に含めないといけないのかなということで、検討もしていたのですが、関係法令も、また、建てつけ上ですね、それらはあくまで対象外ということで、させていただくというふうに考えております。

ということで、内容につきましては、市の基本方針に倣って、内容としては全く一緒の内容とさせていただきたいというふうに考えております。

ただし、文言につきましては、神戸市を神戸市教育委員会、職員を教職員等、一部の用語を置きかえるという形の変更をさせていただきたいというふうに考えております。

具体的な内容について、簡単に御説明をさせていただきますので、1ページの方をお開

きください。文言の変更、追加をしている部分につきましては、網掛けで表示をさせていただきます。

中ほどの2番、基本的な考え方としましては、ハラスメントを発生させない、許さない、見過ごさないという方針が基本方針ということで、(1)から(4)まで基本的な考え方を書かせていただいております。

用語の定義につきましては、職場と教職員につきまして、それぞれ定義が書かれています。特に職場につきましては、勤務時間外に行われるものであっても、職務の延長と考えられる宴会等につきましては、含めるという形にしております。

教職員につきましても、本市教育委員会に勤務する再任用・任期付・臨時的任用を含む教職員。非常勤嘱託・パートタイムを含む特別職の教職員の他、派遣契約による同じ職場で勤務する者も含むという形にしております。

2ページの方にまいりまして、4のところではハラスメントの概念と教職員の心構えということで、(1)セクシュアル・ハラスメントということが書いてありまして、4ページにまいりまして、(2)でパワー・ハラスメント。

6ページにまいりまして(3)妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントにつきまして、それぞれ定義、解釈、具体例、教職員の心構えを記載しているというところでございます。

8ページにまいりまして、5、所属長等の責務ということで、ハラスメントの予防で、ハラスメントが生じた場合の対応ということが書かれています。

その下、6もハラスメントへの対応ということで、ハラスメントの事実が認められた場合は、必要に応じて、懲戒処分や注意指導等の措置を行うということにしております。

9ページにまいりまして、7、ハラスメントの相談先ということで市の方では(1)、(2)の窓口のみなのですが、教育委員会としては、(3)の教職員相談室も合わせて記載をさせていただきます。

説明については、以上です。

(長田教育長)

この件について、御質問、御意見ございませんか。

(今井委員)

今まではなかったのですか。こういったガイドラインとか。

(吉田組織監理担当課長)

なかったということが、市全体として、課題としてあったので、この4月によくできたということです。

(長田教育長)

例えば、セクハラであれば、こういうことはセクハラに当たりますからだめですよというような、そのいわゆる通知なり、職員なり教職員向けの徹底は、前からありましたよね。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

基本方針みたいなのは、まとめているのは初めて。

(吉田組織監理担当課長)

研修等では、やられていたのですけれども。こういった基本的な方針みたいなのは、策定されてなかったと思います。

(梶木委員)

何か、つくらないといけないと決まったのでしたっけ。

(長田教育長)

法律上は。

(梶木委員)

法律上は、決まったのですよね。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(梶木委員)

質問は、1カ所なんですけれども。1ページの一番下の(2)の教職員の中で、例えば、ボランティアで学校の中に入られる方とか、あるいはスクールサポーターみたいな形で入る学生さんがいますけれども、それは被害者側になる場合もあれば、もしかしたら、ハラスメントをする側になる可能性もあるのですけれども、何となくここには含まれないのかなと思うのですが。

(吉田組織監理担当課長)

そうですね。この方針には、含まれないのですけれども。もちろん、職員側がそういった相手にハラスメントをするというのは、処分をする対象にはなると思います。

ただ、あくまでも、これは事業主として、雇用する職員の職場環境を守ることになってますので。一応、この方針からすると、ちょっと対象外にはなります、ボランティアなりスクールサポーターについては。あと、実習生とかも、あるかなあと。

(梶木委員)

そうですね。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(梶木委員)

このあたりが、割と学校の中というのは、どこの学校にも入っている人たちで、ハラスメントされる側の場合は訴えていけばいいと思うのですけれども、した側になった時に、例えば、写真を撮ってしまうとか、ないわけではないと思うので。

そこら辺は、今はどうなっているのかということと、これで抜け落ちる部分があるよねと認識しておくのかですね。

(長田教育長)

今話を聞いていて思ったのですが、ボランティアは、ちょっとやむを得ないとしても、例えば、ここは人材派遣の派遣契約の方も対象とするとまでなっているわけなんで、ちょっとその範囲を、一回、今の梶木委員の御意見を踏まえて、検討してもいいのではないですか。

(梶木委員)

した方がいいと思います。実は、実習生なんかが、割と生徒さんと終わった後に、SNS、LINEを交換していたりするのですよ。終わっているからということもあるかもしれないですけども、きっかけとしては、その実習の間でやってはいけないと、神戸市がすごく指導をされているそうですけれども、他都市でそういう事例を聞いたので。

(長田教育長)

市長部局がどこまでなのかありますが、大学生、実習生みたいな受け入れというのはありますよね。多分、あれは身分関係が、臨時の職員とかは、身分関係がはっきりしているはずなんですよ、市長部局の場合。

だから、そういう意味でいうと、学校現場で教育実習生がどういう身分関係になるのか、よく分かりませんが。

(梶木委員)

大学側の責任ですよ。

(長田教育長)

大学側の責任だけれども、実際は、学校現場で実習してもらっているのだから、そのあたりが対象に入れてもいいのではないかと。一回、検討したらどうですかね。

対象者を。教職員等ということで、等の中にこういう方も。

(吉田組織監理担当課長)

児童生徒は、対象外。

(長田教育長)

もちろん。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

それは、いいのです。ただ、いわゆる雇用主としての責務という観点でしょう。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

だから、そこを教育実習生も含めて、他のいわゆる非常勤嘱託とかパートタイムとか、特別職の身分をもっていない方で、このあたりどうするかなという人を、法令等に照らし合わせて、どうなのですか。

(吉田組織監理担当課長)

分かりました。もう一度、検討をさせていただきます。

(梶木委員)

大学側の責任であれば、大学側の責任であるという議論をしたということが、重要なのかなと思いますけれども。

教育実習なんかをお願いに行きますよね、大学側から。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(梶木委員)

お願いしますというので。スクールサポーターも。

(吉田組織監理担当課長)

スクールサポーターは。

(長田教育長)

その身分関係と雇用関係。

(吉田組織監理担当課長)

謝礼を払っているか。

(長田教育長)

報酬ではなくて、謝礼ですかね。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

いずれにしても、整理をしている方がいいと思います。入れる、入れないは別として。

(吉田組織監理担当課長)

一応、対象外というふうに考えていたのですけれども。あくまで雇用主としての、法律にたてつけると、雇用主との関係になるので。あくまで、雇用主ではないというのは、はっきりしているかなと。

(長田教育長)

こうこうこういう法令に基づく、ボランティアとか、学校現場でこういう格好で働いてもらっているので、どうだという一覧に、一度整理して、教えてください。

(吉田組織監理担当課長)

分かりました。

(長田教育長)

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

(今井委員)

8 ページで。

(長田教育長)

8 ページ。

(今井委員)

はい。5の(2)なのですけれども、ハラスメントが生じた場合の対応で、その教職員課は、一段目の方は、教職員課に相談しか書いていなくて、2段目の方は報告と書いてあるのですけれども、ちゃんと正式に報告という形を必ず入れないといけないのであったら、そこは明確にしていた方がいいのではないかと思ったので。

(長田教育長)

相談を受けた場合も報告するという趣旨なんでしょうね、多分。

(吉田組織監理担当課長)

それは、相談を受けた場合です。

(長田教育長)

相談を受けて、ハラスメントに該当するという場合に報告ですね。

(吉田組織監理担当課長)

下は、相談がなくても、実際発生していると気づいた場合はということですので。

(長田教育長)

今井委員のお話は、その辺をもう少し分かりやすくという趣旨ですね。この場合は、こうしてくださいというのを、はっきりと書いている方がいいんじゃないかということですね。確かに、これを読んだら、どういう場合に報告があるのかが分かるようにしたほうがよいですね。

(吉田組織監理担当課長)

そうですね。

(今井委員)

校長先生とかが、迷われないように。

(吉田組織監理担当課長)

そこは、余り市長部局と文言を変えるのはどうかというところがあったので、あえて変えてはないのですけれども。

(長田教育長)

趣旨を確認してください。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

学校現場に誤解のないようにするためには、少し補足するぐらいはいいと思います。もともと、内容を変えるわけではないので。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(梶木委員)

もう一つ、9ページの7なんですけれども。教職員相談室というのを3番にあげられていますけれども、ハラスメントの相談先で。教育委員会としては、ここが一番上でもいいのではないかなと思います。違うのですか。

(山本委員)

一般的には、恐らく学校現場の中で、先ほどおっしゃった、いわゆるスクールセクハラに関したら、これは人権の方へ相談する。それから、教職員のことは、教職員相談室というのが一般的な理解だというふうに思いますけれども。

(吉田組織監理担当課長)

市の全体の制度で、職員の総合相談窓口というのが、この5月にできています。内部通報についても、この4月に制度が変わって、外部の弁護士事務所に一本化されて、通報しやすい制度にはなっていると。市全体のものを上にもってきているということなんですけれども。

(長田教育長)

上2つは、教育委員会事務局の職員も、学校園の教職員も。

(吉田組織監理担当課長)

全て対象です。

(長田教育長)

全て対象なのですね。このままでもいいのではないかと思うのですが。

(梶木委員)

皆さんは、どこからされていくのでしょうか。

(吉田組織監理担当課長)

職員相談室も、聞くところによると、余り一般の先生からはと。

(山本委員)

校長先生からの相談は。

(吉田組織監理担当課長)

多いというのは、聞きますけれども。

(山本委員)

実際、教育相談室におったので、物言いますけれども。実際に、校長先生方からの相談は、基本的には、さっき言ったように、スクールセクハラ的な子供からの分については人権の方で。教職員同士の分というのは相談室というのは、以前から周知されている内容かなというふうに思います。

(梶木委員)

逆に、1番とか2番にした場合に、教育委員会だから3番にというふうには。

(長田教育長)

絶対はない。

(吉田組織監理担当課長)

ないです。

(梶木委員)
ないですか。

(長田教育長)
絶対にはないです。

(梶木委員)
たらい回しの様なことはありませんか。

(長田教育長)
それは、大丈夫です。
順番、私はどちらでもいいと思いますよ。教職員課相談室が一番上でも、全然支障はないと思いますけれども。どうでしょう。

(梶木委員)
どういうイメージでこれをつくっておられるのかなと思って。このハラスメントがあった時に。

(吉田組織監理担当課長)
一職員として、相談しやすいところなんかどうなんですか。

(長田教育長)
どうなんですか。

(山本委員)
相談しやすい窓口にというねらいもあり、本年から女性の相談員も登用されたと聞いています。

(梶木委員)
どれでも選んで、行ったらいいと思うのですけれども。

(長田教育長)
ルートが、たくさんあればいいのですが。

(吉田組織監理担当課長)
順番は、こだわりはないですけれども。

(長田教育長)

こだわりのないのであれば、教育委員会の人だけが、通報とか相談しやすいという意味で、(3)を(1)にしますか。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

そうしますか。

(梶木委員)

そうやっていった方が、把握しやすいのであればそうしましょう。教育委員会としてね。

(長田教育長)

教職員相談室を(1)の一番上にあげて、あとは(2)、(3)としますということで、それでよろしいですか。

(伊東委員)

他の部署はどうしているのですか。その中でやっているのですか。他の交通局とか。

(長田教育長)

基本的には、他は、(1)、(2)しかないですね。

(伊東委員)

いや、相談窓口です。交通局の中でやるのですか、それとも、この文章の中でいうと行財政局の中ですか。

(長田教育長)

結局は、市役所の全体ですか。

(吉田組織監理担当課長)

はい、全体です。

(長田教育長)

教育委員会も水道局も交通局も含めた全体を、総合相談窓口が(1)であり、(2)の

内部通報の相談窓口になります。

(伊東委員)

そういうシステムですか。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

うちは独自に教職員相談室が前からあって。そういう意味では、この(3)を(1)に上げる方がよいですね。

よろしいでしょうか。今日出た御意見に対して、一回検討をお願いしたいと思います。

(吉田組織監理担当課長)

議案には、なっているのですけれども。

(長田教育長)

継続で、次回議決でも大丈夫ですか。スケジュール。

(吉田組織監理担当課長)

結構です。

(長田教育長)

そうしたら、今日は保留で次回、また議案でお願いをいたします。

(梶木委員)

これは、いつまでにというのはあるのですか。ここには、書いていないですけれども。

(吉田組織監理担当課長)

本来的には、早くなんですけれども。スクールハラスメントを、それをセクハラに入れないといけないのかなということで、大幅に内容を変えないといけないのかなということで、検討をしていたのですけれども。

行財政局の方からは、いやいや違うということで、相談に行ったところ、あくまでも職場か職場環境を守るためにやるものだというので、職員同士のものに限るということできていますので。

(長田教育長)

それで、時間がかかっていたということですね。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

だから、早くしたいのは、早くしたいけれども、次回の教育委員会会議でも、大丈夫だという。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

7月中に、決定できるようという形ですね。ありがとうございました。

その他報告事項 主要行事の報告と予定について

(長田教育長)

次にまいります。その他報告事項です。主要行事の報告と予定についてです。お配りをさせていただいている資料の通りとなっております。

御質問等がございますか。

17日は、藍那小学校のスクール・ミーティングが予定をされています。

次回のこの会議は、7月の16日火曜日。

それでは、その他教育委員の皆様方から、この会議で取り上げるべき項目等がございましたら、御意見をお願いしたいと思いますが、ございませんでしょうか。

また、後日でも結構ですので、ございましたら事務局の方まで、御連絡をお願いしたいと思います。

それでは、ここで公開案件につきましては、全て終了しましたので、恐れ入ります。傍聴者の方々は、御退席をよろしくお願いをいたします。